



ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」

平成 16 年 9 月 21 日

各位

大阪府中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号 8798)

(連絡先) 執行役員経営管理本部長 千田吉裕
電話 06-6204-1193

新株予約権方式によるストックオプションの割当に関するお知らせ

平成16年9月21日開催の当社取締役会において、当社第8回定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の対象

本取締役会開催日現在における、当社及び当社子会社の従業員113名

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式307株

3. 新株予約権の発行総数

当社第8回定時株主総会決議に従い、授権した500個(1個につき1株)のうち
307個(同)の新株予約権を発行する。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

174,920,311円

6. 新株予約権の行使に際しての払込価額

1株当たり569,773円

7. 新株予約権発行日

平成16年9月21日

8. 新株予約権の行使期間

平成17年12月20日から平成21年12月31日まで

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」とする。）は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、取締役会に定める手続きに従い、相続を認めるものとする。

権利行使の前日の当社普通株式の主たる取引所の終値が135,000 円以上であることを要する。

その他の権利行使の条件は、平成16年9月21日開催の当社取締役会に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

10. 新株予約権の消却の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

本新株予約権は、新株予約権者が9. に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は、その新株予約権者が有する新株予約権を無償で消却することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行するものとする。

13. 発行価額中資本に組入れない額

1 株当たり284,886円

[ご参考]

- | | | |
|-------|---------------------|-------------|
| (1) | 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成15年11月19日 |
| (2) | 定時株主総会の決議日 | 平成15年12月19日 |

以 上